平成２０年度第３回岐阜県入札監視委員会議事概要

平成２０年１０月１４日（火）
県庁９階　９北－１会議室

【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

Ｑ：　発注の工事の件数が前年度の同期と比べて５割減ということであるが、この主な理由は、県の財源によるものか、それとも工事をする必要がなかったからということなのか？

Ａ：　今回の審議の対象である４月から６月までの間にガソリンの暫定税率が１か月下げられたため、そのことが工事の発注にいちばん影響を及ぼしたと考えている。県が工事をするときは、税金に加え起債をして借入金を財源とする実情がある。税金の収入がなければお金を借りることができないということになり、具体的には約１０億円の税金の収入がないことで約６０億円の財源が不足することになる。

Ｑ：　どの部局がいちばん影響を受けたのか？

Ａ：　ガソリンの暫定税率は主に県土整備部が所管する道路に関係する工事に影響するものであり、それ以外の農政部、林政部、教育委員会、あるいは警察などにはあまり影響がなかった。

【抽出事案に関する質疑応答】

１　公共 河川総合開発事業（丹生川多目的ダム）　公共 地方道路交付金事業（道路改築）工事（高山市丹生川町折敷地地内）

Ｑ：　低入札調査の対象となった１者のほかにも、２者がかなり低い価格で応札しているが、予定価格の設定が高かったということはないのか？

Ａ：　この工事の場合､鋼材等の価格あるいは人件費といったものが工事費のうち多くを占めており、それらは標準的な歩掛に基づいて積算している。設計金額については再度チェックをおこなったが、適正な価格だったと判断している。

Ｑ：　低入札価格調査によると、材料や労務費については適正価格であり、一般管理費を大きく削減したとのことであるが、これは要するに利益を抑えているということなのか？

Ａ：　そうだと思う。

Ｑ：　この時期の仕事量は県全体で前年比５割減ということであるが、この案件では入札率が７０％台、８０％台の応札者がかなり見受けられる。これは、仕事が少なくなったため「どうしても取りたい」という意識が働いて出てきた現象だと考えられないか？

Ａ：　公共工事が減少している中、技術者が余っているような状態であり、できるだけ技術者を活用したいといったこと、あるいは、一般競争入札が主流となる中で、地域、圏域において工事の実績を作りたいといった要因等もあると思う。

Ｑ：　落札者は岐阜支店となっているが､それ以外の低い入札率の応札者は飛騨の業者である｡現在､飛騨地域の仕事の状態というのはどうなのか？

Ａ：　飛騨だけではなく、県全体的に非常に厳しいという状況と聞いている。

２　Ｎｏ５　取水ポンプ修繕工事（中津川市落合地内）

Ｑ：　ポンプの修繕自体は、製造元であるクボタの関連会社がおこなうとのことだが、その部分は随意契約なのか？

Ａ：　この工事は、現場での取り付け及び取り外し、それから工場での修理をまとめて入札により発注したものである。

Ｑ：　落札者は、落札した金額の中からクボタの関連会社にポンプの修理部分にかかる費用を支払うということなのか？

Ａ：　はい。この工事では、工場での修理にかかる費用が大部分、８７．７％を占めており、落札者はその部分の費用をクボタの関連会社に支払って実施することになる。

Ｑ：　入札に参加したものの、入札参加資格の事後審査により無資格とされた業者があったとのことだが、その入札金額はどれだけであったのか？

Ａ：　落札者の入札金額よりもわずかに安く、９６．９８％の入札率であった。

Ｑ：　このポンプにより８０ｍ上にある沈砂地に川の水を汲み上げて重たい泥を沈めたあと、浄水場まで流すという方式は、浄水場では一般的な方式なのか？高額な修繕が必要であるならば、ほかの方式を検討することはできないのか？

Ａ：　一番有効な方式は、取水場から浄水場まで自然流下で水を引くことであり、エネルギーを使ってポンプで汲み上げる方式は一般的な方式ではない。事業認可の際にはいろいろな方式を検討したが、水利権の関係や、近くに断層があることなど様々な問題があり、結果としてこの方式にしたという経緯がある。

委員：　１０年おきに８０００万円の修繕をするというのは、非常にもったいないと感じる。

Ｑ：　入札参加業者は２者であったが、当初は何社くらい応札してくると見込んでいたのか？

Ａ：　参加資格のある業者としては、例えばポンプメーカー、その代理店等で概ね３０社ほどである。ただし、実際に応札してくる業者は修理が可能な業者のみであり、他社のポンプをリスクを犯してまで修理しようとする業者はおそらくいないだろうと考え、もっと少ない業者しか応札してこないだろうと見込んでいた。

委員：　メーカーあるいはその関連会社しか修繕できないのであれば、入札をやったとしても他の業者が参入できず、実質的には随意契約に近い状態といえる。そうであるならば、予定価格の設定が非常に重要となる。

Ｑ：　入札に参加して最低価格で応札したにもかかわらず、参加資格の事後審査で参加資格なしとすることは、行政が悪意をもって排除したと受け取られかねないのではないか？

Ａ：　この案件については、参加資格の条件として「稼働中の施設」の工事を実施した実績があることとした。これは、稼働中の水道施設を停止することは住民の生活に非常に大きな影響を与えるため絶対に停止させてはならないといったことからである。これに対し、失格となった応札者は「過去に新設して現在稼働している施設」ととらえたため入札に参加したとのことであった。実際は稼働中の施設の工事実績はなく、資格なしとしたことについて当該業者に説明し、納得していただいた。入札公告に、誤解を受けるような表記をしたことについては反省している。

３　公共 急傾斜地崩壊対策事業 東和泉工事（加茂郡白川町和泉地内）

Ｑ：　この工事場所で「もたれ式擁壁工」の工事は、平成１８年度から今年度まで同じ業者が落札している。これは、談合をしていないことの証拠かもしれないので仕方のないことだが、この落札

業者は特に何か問題のある業者ではないか？

Ａ：　特に問題のない業者である。

Ｑ：　この工事場所では、今後も施工区間ごとに入札を実施すると思うが、引き続き同じ業者が落札することもあり得るのか？

Ａ：　可能性としてはそのようなこともあり得る。ただし、工事区間によって施工方法（工種）が異なるので、必ずしも今年度落札した業者が他の工種を施工できるとは限らない。このため全区間を同じ業者が施工することは考えにくい。

Ｑ：　入札参加資格要件に「近隣に本店を有する土木一式業者」とあるが、この工事場所の工事について指名競争入札を実施する場合、今回の入札参加者と同じような地区の業者が指名されるのか？

Ａ：　管内では東のほうである白川町が施工場所である場合、西のほうに位置する美濃加茂市等から出向いて工事することは大変なので、施工場所の町村を中心に指名することとしている。

Ｑ：　この地域の工事の入札については、今回の案件と同様に概ね９０数%程度なのか？

Ａ：平成１９年度の可茂土木事務所管内全体の平均落札率は約８７%である。業者の多い美濃加茂市等の工事については８４から８５%、加茂郡については９２%程度となっている。

４　予防治山事業 上り瀬工事（関市下之保地内）

Ｑ：　入札参加資格要件として基準よりも高い総合評定値を設定してあるが、これは発注機関の裁量、判断において設定されるものなのか？

Ａ：　基準では評定値の上限を定めるものであるが、この案件の場合、基準どおりの設定では応札者数が十分に確保できない見込であったことから、参加資格要件として上限を設けず、下限のみ設定することで、応札者可能者数の確保を図ったものである。

Ｑ：　この工事では資材等の価格は各応札者によって差はないものと思われるが、上位２社についてはかなり低い入札率である。落札者は岐南町の業者であり、工事場所へ行くのに相当費用がかかるものと思われるが、それにもかかわらず低い価格で応札したということは、労賃等において無理な削減しているという心配はないのか？

Ａ：　落札したいという意思の強い業者が管理費等を削減したものと考えている。落札者から提出された下請に関する書類を確認しても、特に人件費に関して無理をしているといったことはなく、間接工事費を削減することで対応しているようである。

Ｑ：　この工法の寿命はどれくらいなのか？

Ａ：はっきりしたデータはないが、長ければ１００年程度の寿命があると聞いている。ただし、施工箇所の土質によっては腐食が早く進み３０年程度になることもあり、またメンテナンスも必要である。

５　県単　崩落決壊防止工事（関市中之保若栗地内）

Ｑ：　この案件は随意契約によるものであるが、もし入札を実施していたとしたら、どれくらい遅れることになったか推測できるか？

Ａ：　入札執行通知の作成・発行、仕様書閲覧、入札執行及び契約締結等の手続きが必要となり、約２０日ほど余分にかかることとなる。

Q：　契約先は、全国特定法面保護協会に技術的助言を求め、派遣された業者であるが、なぜその業者が派遣されたのか？

A：　協会において、当該業者が中濃地区の幹事会社であること、当時の手持ち技術者の状況等を勘案した上で選定されたと聞いている。

Q：　「予防治山事業 上り瀬工事」と工期が重なっているにもかかわらず同じ契約先であるが、例えば近隣で工事を実施しているときに同様の工事を発注するときには、近隣の工事の実績も勘案して業者を選ぶのか？

A：　近隣で同種工事を施工していたとしても、工事の規模が特別大きなものでなければ特段考慮することはない。

委員：　この工事は非常に急峻な斜面で緊急に実施したもので、高い技術力、熟練した技術者が必要だったと思われる。仮に他の工事を施工中の業者であっても、緊急の工事を高い技術力をもって安全、迅速におこなうことができる業者であれば、仕事を分散させる目的で無理に他の業者を選ぶ必要はないのではないか。

Q：　実際は予定の工期より早く完了したことを考えると、仮に入札を実施していたとしても、予定の工期までに完了させることができたのではないか？

A：　この工事箇所の道路は安全確保のため工事完了まで通行止めとしたが、通行止めにより当該地域の社会生活に非常に大きな影響をもたらし、地元の商工会、関市等から早期の対応を求められていた。このため、施工業者には土日・夜間の施工を踏まえて早期に完了するよう求めたものである。仮に、手続きのために２０日間現場で何もしなければ、住民からは行政に対する不満が大きくなるため、随意契約でもやむを得ない状況だったと考えている。

委員：　管理者として、入札手続をふまなくてもできるだけ契約に至るまでの時間を短縮しようとしたものであり、特にこの場合は随意契約という手続きは問題ないと思われる。

６　長良川スポーツプラザ電話設備更新工事（岐阜市長良福光青襖地内）

Q：　入札辞退が６者もあった一方で、落札者を含めきわめて低い価格で応札した業者もあるが、どのような理由によるものなのか？

A：　低い落札率については、落札者が機器メーカーの特約店であり機器が安く調達できるといったことが大きな理由であったと。また、辞退した業者は、見積もった結果、事前公表されている予定価格に収まらないといったものや､工事規模が小さいために参加しないといった理由であった。

Q：　１５年ぶりの更新とのことであるが､電気製品は時間が経てば大幅に値段が下がるものである。また、海外で生産されたものであれば同様に値段が下がる。今回の予定価格を設定する際に、当時の価格を参考にされていたのであれば、もう少し予定価格を安く設定すべきではないか？

A：　予定価格の設定にあたっては、物価資料等にデータがないものであるため事前に業者見積をおこない、その最低価格を参考に予定価格を設定した。

７　公共 広域基幹河川改修事業　泥川水門本体工事（大垣市十六町地内）

Q：　総合評価における有識者による評価について、複数の委員の意見はすべて一致するものなのか？

A：　各委員にそれぞれ評価していただいた上で、意見が分かれる項目については、各委員の意見を

つき合わせていただいて最終的に意見が一致したというかたちを取った。

Ｑ：　委員の評価がでるまでにどのくらいの時間がかかったのか？

Ａ：　各委員の意見調整も含め１０日程度で実施した。

Ｑ：　技術提案の評価については専門家でなければ評価できないのか？

Ａ：　応札者は、当然自信を持って技術提案をしてくるが、公共工事に適用できるものか否かについては企業と県では認識に差がある。提案内容が世間に認知されたものであるか、データも含めて客観的な意見を求めるものであるから、専門家に委員をお願いしている。

Ｑ：この案件の評価をした委員はすべて岐阜大学の先生とのことであるが､委員の人選にあたっては、公平性の観点から例えば名古屋等他の大学の先生も含めるといったことは検討されたのか？

Ａ：各県で同様の総合評価を行っており､他県の大学の先生はその県の委員をやっていると思われる。また、総合評価の件数も多く、評価に時間がかかること、委員会に何度も足を運んでいただくことを考えると地元の大学の先生にお願いせざるを得ない。

委員：　公平性という意味では、どの大学に勤めているかによって評価に影響する余地はないと思われる。

委員：　大企業のほうが多くの経験や技術者を抱えているため、技術提案の内容がよくなるというのが一般的な傾向である。そうすると、中小の企業はますます参入する余地がなくなるのではないかという議論もあるが、中小企業も総合評価方式の入札に参加することで、その評価結果を踏まえてさらに勉強し、だんだんよくなっていくのではないか。